

「大山崎町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【案】」に関するパブリックコメントの結果について

■意見募集期間

令和4年3月8日～令和4年3月22日

■意見提出数等

○提出人数等：1社 ○意見数：3件

No.	意見の内容	町の考え方
1	<p>○計画書案の全般についての意見</p> <p>2020年に表明された『大山崎町「ゼロカーボンシティ」宣言』に基づき、“住民参加で脱炭素”を目指すべき将来像と位置づけて、自治体・町民・事業者が一体となって取り組む姿勢が明確に伝わる計画であると思います。CO2削減目標に関しても、温室効果ガスの削減ポテンシャルを根拠に、「町民の省エネルギー行動に伴う効果」等の4つの区分に分けて、それぞれに削減数値が定量的に示されている内容であり、町民・事業者にも理解しやすい構成です。脱炭素社会までの移行期において、まずは徹底した省エネルギーやエネルギーの高度利用が求められる中、その実現にむけた取り組みにも言及されております。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
2	<p>○追加の記載に関する意見</p> <p>（1）燃料転換について</p> <p>昨年10月に策定された国の地球温暖化対策計画の別表1の「エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策」にあります、燃料転換の推進についての記載が必要であると考えます。</p> <p>国の施策は、「石炭・重油からガス等への燃料転換に対する補助」及び「石炭・重油からガス等への燃料転換に係る優良事例の情報提供」とされております。大山崎町さまの地域におかれましても、低炭素に向けた取り組みとして、主に事業者の省エネルギー活動の項目に追記することが適切でございます。</p> <p>具体的な記載箇所及び内容としては、計画書案のP24 施策2（1）事業活動の省エネルギー化の<事業者が取り組むこと>の欄に、「重油等から天然ガス等への燃料転換に努めます」と、別行追加で記載されることが適切だと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、燃料転換の視点も必要と考えますので、「二酸化炭素排出の少ない燃料への転換」を追記します。</p>
3	<p>（2）コージェネレーションについて</p> <p>現在（2022年3月16日時点）、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル（案）に対する意見の募集を実施されております。その策定案に地方公共団体の区域施策編に「地方公共団体には、区域の事業者が事業の用に供する設備について、（中略）コージェネレーションの導入、エネルギーマネジメントシステムの整備等を促進することが期待されます」との記載がございます。大山崎町さまの区域施策編に関しても、事業者の設備改修時にコージェネレーションの導入を推奨していくことが重要だと考えます。</p> <p>具体的な記載箇所及び内容としては、計画書案のP24 施策2（1）事業活動の省エネルギー化の<事業者が取り組むこと>の欄に、「温室効果ガス削減に向けて、機器や設備を新設・更新する際には、コージェネレーション等のエネルギー効率のよいトップランナー機器を選択するよう努めます。」と、記載されることが適切だと考えます。</p> <p>コージェネレーションに関しては、計画書案の施策1（3）環境不配慮した住環境の整備の<町民が取り組むこと>にも記載がございます。町民向けと事業者向けとを合わせておくことは、施策の理解を深める意味において必要であると考えます。</p>	<p>コージェネレーションにつきましては、町民が取り組むこととして記載しているところですが、事業者の取り組みとして、より一般的な表現として、「効率的な機器の導入」について追記します。</p>